# 山口県市町総合事務組合交通災害共済

山口県市町総合事務組合交通災害共済の会員が、交通事故により災害を受けた場合、共済見舞金の請求を行うことができます。

共済見舞金の請求に際しては、下記をご確認の上、お手続きください。

なお、共済見舞金の請求期間は、交通事故により災害を受けた日の翌日から<u>2年以内</u>です。共済見舞金請求後、治療が続き上位の等級に該当した場合は、交通事故により災害を受けた日から2年以内であれば差額を支給します。

### 1. 共済見舞金の請求に必要な書類について

○印の付いている書類を提出ください。

	必要書類	死亡	傷害
1	交通災害共済見舞金請求書	0	0
2	会員証兼領収書(写)※災害を受けた日の該当年度分	$\bigcirc$	$\circ$
3	交通事故証明書 ※1	$\bigcirc$	$\circ$
4	交通災害共済専用診断書 ※2		$\circ$
5	交通災害共済見舞金振込依頼書	$\bigcirc$	$\circ$
6	死亡診断書又は死体検案書	$\circ$	
7	戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書(続柄が		
	確認できない場合は改正原戸籍も必要)		
8	振込先口座の通帳の写し(金融機関名、支店名、口		
	座番号、口座人名義(カナ)が分かるもの)		
9	その他必要に応じた書類	(()	(()

### 2. 共済見舞金の送金方法について

口座振込とさせていただきます。交通災害共済見舞金振込依頼書(様式第8号) へ請求者名義の口座をご記入ください。

#### ※1 交通事故証明書

- ○警察署にある書類にて申請し、郵便振込をすると約1週間後に自動車安全運転センターより郵送されます。(郵便払込料がかかります)
- ○交通事故証明書は、原本を添付してください。なお、他保険等への提出のためコピーとなる場合は、 保険会社等に原本証明を依頼し、原本証明のあるもので提出してください。
- ○交通事故証明書は、交通事故申立書(様式第5号)に代えることができます。ただし、その場合には、 共済見舞金の支払は、12等級が限度となります。

#### ※2 交通災害共済専用診断書

- ○<u>交通災害共済専用診断書(様式第6号)での提出が基本です</u>。交通災害共済専用診断書の内容を充足するものであれば、他の診断書様式での提出も可能ですが、他保険等への提出のためコピーとなる場合は、保険会社等に原本証明を依頼し、原本証明のあるもので提出してください。
- ○交通災害共済専用の診断書は、治療申立書(様式第7号)に代えることができます。ただし、その場合には、共済見舞金の支払は、14等級が限度となります。

## 共済見舞金額

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡	1,000,000円
2等級	360日以上の治療を要する傷害	230,000円
3 等級	300日以上360日未満の治療を要する傷害	180,000円
4 等級	240日以上300日未満の治療を要する傷害	140,000円
5 等級	180日以上240日未満の治療を要する傷害	105,000円
6 等級	130日以上180日未満の治療を要する傷害	80,000円
7等級	90日以上130日未満の治療を要する傷害	65,000円
8 等級	75日以上90日未満の治療を要する傷害	50,000円
9 等級	60日以上75日未満の治療を要する傷害	40,000円
10等級	45日以上60日未満の治療を要する傷害	32,000円
1 1 等級	30日以上45日未満の治療を要する傷害	23,000円
1 2 等級	21日以上30日未満の治療を要する傷害	16,000円
13等級	14日以上21日未満の治療を要する傷害	13,000円
1 4 等級	7日以上14日未満の治療を要する傷害	10,000円
15等級	7日未満の治療を要する傷害	7,000円

災害の程度により、見舞金を支給します。

ただし、頚部損傷(いわゆる「むちうち」)については、原則として8等級を限度として 支給し、90日を超えてなお引き続きいて治療が行われている場合は、6等級を限度として 支給します。

「交通事故証明書」に代えて「交通事故申立書」を提出した場合は、12等級を限度として支給します。

「交通災害共済専用診断書」に代えて「治療申立書」を提出した場合は、14等級を限度として支給します。

リハビリテーションのみの入・通院は見舞金の支給日数算定対象とはなりません。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に御相談ください。

### 【問い合わせ先】

山口県市町総合事務組合 TEL 083 (925) 6613